

平成 26 年 12 月 4 日
午後 1 時 30 分から午後
第 8 会議室

平成 26 年度第 1 回知立市障がい者地域自立支援協議会
生活関連部会Ⅲ

1. 参 加 者

ほーぷ(株) 就労移行、就労 B
(株)オオヤ 就労移行、就労 B、放課後ディサービス
(株)雅 就労 A・B 40 名
(株)スマイルリンク 就労 A H22 夏より
(社)けやきの会 就労 A・B、H27 より就労移行、ジョブコーチ
(社)知立市社会福祉協議会) 障がい者相談支援員
生活・就労支援センター・くるくる
刈谷公共職業安定所
知立市商工会
(有)わかば)就労 A
事務局
福祉課長、福祉企画係長

2. 議 題

(1) 趣旨説明

知立市障がい者地域自立支援協議会の体制 (資料 1 号)
(事務局) より説明する。

昨年度、市内の事業所を一同に集まっていたき、話し合いの機会をもうけたが、
守備範囲の違いがあった。

今年度は、障がい者計画・障がい福祉計画の策定を実施しています。

障がい者計画・障がい福祉計画つくる課程において、それぞれの部会で議論をして
いただき意見等をいただいている。

生活関連部会(Ⅲ)においては、市内の就労関係の事業所に一同にあつまっていた
き、それぞれの事業所間の連携、更に、商工会、刈谷公共職業安定所、就労・生活支
援センターくるくるとの連携を図りたいと思います。

(2) 市内の障がい者就労支援事業所について

(事務局) より説明する。

知立市内の障がい者就労支援施設(資料2) について説明する。

- ・就労移行支援(一般) 2事業所
- ・就労継続支援(A型) 4事業所
- ・就労継続支援(B型) 5事業所

すべて県の認可を得て、事業所を設置している。

(部会長(けやきの会))

けやき作業所が平成27年4月1日より就労移行支援所をたちあげる予定です。

以前も就労移行を実施しておりましたが、一般就労が非常にむずかしいので、一時中断していた。

(株雅)

こもれば第2の就労支援(A型・B型)事業所を予定している。

(株輝)をつかって、就労支援事業所へ仕事をまわす予定である。

1.5倍で現在、満床のため定員オーバーのため、新たに事業所を設置する必要がある。(3ヶ月経過)

場所は、容易してあるが、職員配置の問題で凍結している。平成27年1月に開所予定です。

(株零)・就労支援事業所Aの6月にペット(保健所)が同伴できる喫茶店を開所します。就労支援(B型)事業所予定している。場所は、まだ決まっていない。

経済産業省の補助を使ってすすめていきたい。

市役所の地下の食堂を使って実施したい。

(事務局)

国補助事業において、事業所の建設費用の補助事業がありますので、平成28年度に向けて福祉課に相談していただければ、県に申請させていただく予定です。

ただし、国も予算範囲内で対象事業を選択しますので、採択されないケースもあります。

(3) 訓練等給付に係る暫定給付について

(事務局) より説明する。

就労継続支援事業及び就労継続支援(A型)が該当になります。

市より受給者証が支給されます。

就労継続支援(A型)に移行するときに、6ヶ月間の暫定支給が必要になります。

暫定支給についての各事業所の思いを教えてください。

ハローワークが絡むと助成金制度があるので、近隣市でも取扱がまちまちです。

(刈谷公共職業安定所)

特定求職者雇用対策助成金制度があります。条件は、ハローワークに求人をだしていただき、雇用がきまることが必要です。

雇用の条件においては、経常的な雇用であるので、暫定支給決定期間中は、助成金の対象とならない。暫定支給においては、各市ばらばらで、機関もばらばらである。

暫定支給については、雇用期間の定めがないケースもあった。

各市の取扱により、助成金が支給されたケース、支給されないケースがある。

(事務局)

資料3号を参照してください。

暫定支給は、碧南市、西尾市、知立市が暫定支給あり。

刈谷市、安城市は暫定なしが多い。

高浜市は、暫定なし。

厚生労働省においては、2ヶ月間については、新規の方は暫定支給をつけなさいとのこと。

近隣市においては、暫定支給の期間を明確にしている。

その場合に、全体期間を明記し、さらに暫定支給の期間を明記している。

知立市においては、暫定支給をつけて支給しています。

みなさんの意見を聞かせてもらいたい。

問題は、暫定支給は、ハローワークの助成金の対象期間とならない。

(株雅)

刈谷市の場合において、暫定なしの場合が多いとあるがどういうケースなのか？

(事務局)

刈谷市より非公開にしてくれといわれているので、内容についてはわからない。

はじめてサービスを使用するので、アセスメントをするのがあたりまえとの考え方です。

(株スマイルリンク)

労働局女性室においては、暫定期間でも助成金はもらえるとある。

(株雅)

平成26年10月1日より、労働局女性室から暫定支給においては、助成金は支給されない。

女性室と議論をしたが、法的には、雇用契約を主にとらえるべきであるが、女性室が取り扱い上記により決定した。

雇用と支給決定は、別である。

暫定支給と助成金がつながってしまった。

(株スマイルリンク)

西尾市の利用者から、助成金について教えてもらい。暫定支給の取扱については、

市側の理解がなかった。岡崎市、安城市においては、事業所が助成金をもらえるのは経営的によいと判断している。

暫定支給と助成金を整理してもらいたい。

医師の意見をいただいても、利用者にはいることが目的であるので、主治医の方もいいことを明記する。

個人的には、暫定支給は助成金の対象となるべきだと思う。

(株雅)

労働局においては、将来的には、助成金はださなくなるとのこと。

事業所としては、ハローワークが助成金をだしてくれるならほしい。

(事務局)

暫定支給については、2ヶ月間は必要であることには間違いがない。

(株雅)

6ヶ月つづく方が30万円支給される。6ヶ月つづく方は、率をみると50%程度である。

(事務局)

近隣市において、この問題について議論することになっていきますので、その時は、ご協力をおねがいしたい。

(部会長 (けやきの会))

アセスメントにおいては、必要な行為であると考えます。

いろんな方が、アセスメントをみながら参考にすべきと思う。

(障がい者相談支援員 (社協))

アセスメントは、必要なものであるが、かわりになるものがあれば暫定支給でなくてもいい。

モニタリングについては、2・3ヶ月ごとに事業所に訪問するので、アセスメント以外の方法があればよい。

(生活・就労支援センター・くるくる)

この制度においては、よく使うか、悪く使うかである。

暫定支給をしなくても、事業所で支援することができれば暫定支給をしなくてもいい。

西尾市の場合は、何をしめせばよいかを検討している。

国からしめされるまでは、それを使えばよい。

同じことが近隣市で起きている。

(部会長 (けやきの会))

利用者が職場体験をしたいが、それぞれの企業を紹介していただけるか？

(株雅)

こもれびにおいては、法定雇用率をみたく企業はなかなかない。

100人以上の会社が知立市ではない。50人以上の会社も少ない。

こもればの広告をだすメリットはなかった。

(商工会)

就労においては、工業、商業があるが、まだまだ障がい者の雇用については、会員も周知していない。

こもればさんが商工会を活用していただいている。

これからPRしていく必要がある。

商工会に働きかけをしていただき、理事会や会員に情報公開をしていく必要がある。

(部会長 (けやきの会))

地域というキーワードがあるので、商工会事務局と顔みしりとなっていていただきありがとうございます。

(株雅)

ハローワークさんは、求職者の会社情報がだせない。

(刈谷公共職業安定所)

要望のある事業所さんには、毎月2回求人情報を送付している。

(生活・就労支援センター・くるくる)

近隣市においても、障がい者雇用がかわっていくなかで、企業さんも積極的に自立支援協議会に参加しています

くるくるも積極的に関わっていきます。

(株スマイルリンク)

利用者においては、体型がポッチャリ型でスーツが必要だといわれたが、ハローワークで対応してもらえますか？

(刈谷公共職業安定所)

企業へ、理由をつたえることはできます。

(株雅)

一般就労は、何人ですか？1日でも一般就労なのか、6ヶ月以上が一般就労なのか？わからない。

(事務局)

一般就労の人数については、障がい福祉計画において、目標設定をする必要がある。

この部会において、後日検討してもらいたいと思います。

(部会長 (けやきの会))

安定した就労が目的であるので、個々の方を支援していくことが重要である。

(株雅)

ジョブコーチの資格は受け付けてもらえずにとれない。企業のため受け付けてもらえない。大阪、千葉でことわられた。

(生活・就労支援センター・くるくる)

ジョブコーチにおいては、福祉的な事業所を優先するところが多い。

(株雅)

暫定支給は、仮雇用ですとの回答をいただいた。

(刈谷公共職業安定所)

表現としては、あっていない。助成金の関係で仮雇用です。

(株雅)

利用者が仮雇用ですかとのトラブルとなった。

(部会長 (けやきの会))

碧海 6 市において、Thank が知立市において、セミナーを開催しますので、ぜひ参加をお願いします。

有料です。

(事務局)

次回については、市より通知します。

2ヶ月に1回、3ヶ月に1回開催し、平成 28 年度まで継続します。

以 上